

入学料免除・入学料徴収猶予必要書類判別マニュアル (学部新入生用)

受験番号

氏 名

●このマニュアルで選んだ選択肢に指示されている必要書類を全て用意して、申請受付時に提出してください。

※入学料免除等の申請を行うには、授業料免除等への申請が必要です。

(入学料免除等の申請のみを行うことはできません。)

※授業料免除等の申請書類も必ずご提出ください。

あなたは次のどれに当てはまりますか？該当選択肢に☑を付けてください。

□1. 私費外国人留学生で、入学前1年以内(令和5年4月以降)又は東日本大震災若しくは熊本地震において、学資負担者が死亡しました。

→入学料免除又は入学料徴収猶予の申請ができます。下記の必要書類を揃えてください。

＜必要書類＞ 次の全部

- ・様式第1-1号 入学料免除願の原本 又は 様式第1-2号 入学料徴収猶予願の原本
- ・入学料免除・入学料徴収猶予必要書類判別マニュアル(この用紙)の原本
- ・授業料免除等申請書類一式(入学料免除等の審査資料になります。)
- ・本学様式 被災申出書の原本
- ・死亡診断書のコピー 又は 死亡したことが確認できる書類(戸籍謄本等)のコピー
- ・(退職金、遺族年金、保険金などが支給された、又は支給される予定がある場合のみ)支給金額・支給年月日がわかる書類のコピー

□2. 私費外国人留学生で、入学前1年以内(令和5年4月以降)又は東日本大震災若しくは熊本地震において、本人若しくは学資負担者が被災しました。

→入学料免除又は入学料徴収猶予の申請ができます。下記の必要書類を揃えてください。

＜必要書類＞ 次の全部

- ・様式第1-1号 入学料免除願の原本 又は 様式第1-2号 入学料徴収猶予願の原本
- ・入学料免除・入学料徴収猶予必要書類判別マニュアル(この用紙)の原本
- ・授業料免除等申請書類一式(入学料免除等の審査資料になります。)
- ・本学様式 被災申出書の原本
- ・被災証明書のコピー 又は 罹災証明書のコピー
- ・日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額のわかる書類のコピー

□3. 上記1・2には該当しませんが、経済的理由により、入学手続日までに入学料を納付することが困難です。

→入学料徴収猶予の申請ができます。(入学料免除は申請できません。)下記の必要書類を揃えてください。

＜必要書類＞ 次の全部

- ・様式第1-2号 入学料徴収猶予願の原本
- ・入学料免除・入学料徴収猶予必要書類判別マニュアル(この用紙)の原本
- ・授業料免除等申請書類一式(入学料免除等の審査資料になります。)

□上記1～3のいずれにも該当しません。

→入学料免除・入学料徴収猶予ともに申請することができません。入学手続日までに入学料をお支払いください。

<<ご記入いただいた情報は、入学料免除・授業料免除等に係る業務のために利用され、他の目的には利用されません。>>